

第38号議案

加東市いじめ問題調査委員会条例制定の件

加東市いじめ問題調査委員会条例を次のように定める。

令和5年6月1日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市いじめ問題調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、加東市いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条第1項に規定する調査を行った組織の構成員以外のものうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、市長が委嘱したときから調査が終了するときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(調査員)

第7条 委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 調査員は、委員会の指示により、委員会の行う調査を補助し、調査が終了したときは、その結果を書面により速やかに委員会に報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員及び調査員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、まちづくり政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
別表（第1条関係）	別表（第1条関係）

区分		報酬の額		区分		報酬の額	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
いじめ問題対策委員会	[略]	[略]	[略]	いじめ問題対策委員会	[略]	[略]	[略]
				いじめ問題調査委員会	委員（会議に出席する場合）	日額	27,500
					委員（調査等を行う場合）及び調査員	時間額	22,000
都市計画マスタープラン策定委員会	委員	日額	8,000	都市計画マスタープラン策定委員会	委員	日額	8,000
都市再生整備計画事業評価委員会	[略]	[略]	[略]	都市再生整備計画事業評価委員会	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第38号議案 要旨

加東市いじめ問題調査委員会条例の制定（要旨）

1 制定理由

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に規定する調査として附属機関を設けて当該調査を行う際の、当該附属機関に関して必要な事項を定める条例を制定するものである。

2 制定内容

- (1) 所掌事務に関すること。（第2条関係）
- (2) 組織に関すること。（第3条関係）
- (3) 委員長に関すること。（第4条関係）
- (4) 会議に関すること。（第5条関係）
- (5) 意見等聴取に関すること。（第6条関係）
- (6) 調査員に関すること。（第7条関係）
- (7) 秘密保持に関すること。（第8条関係）
- (8) 委員及び調査員の報酬に関すること。（附則第2項関係）

3 施行期日 公布の日